

安芸高田市公式マスコットキャラクター

たかたん

キャラクター使用マニュアル



目次

はじめに	P. 2
キャラクター使用について	P. 3
申請方法について	P. 4
申請にあたっての注意	P. 5
使用にあたっての注意	P. 5
色指定について	P. 6
デザインパターン表	P. 7～



1

はじめに

はじめに

「たかたん」は、エコマスコットキャラクターとして平成24年10月に一般公募から誕生し、平成25年12月1日より、公式マスコットキャラクターとなり、安芸高田市のPR活動に取り組んでいます。

このデザインガイドマニュアルは、安芸高田市公式マスコットキャラクター「たかたん」のガイドラインとして作成したものです。

統一したイメージを保つために、「たかたん」を使用する際は、本マニュアルに沿って正しくご活用いただきますようお願いします。

プロフィール

「たかたん」は安芸高田市の里山を守る童子（鬼の子ども）。頭は緑っぱいの安芸高田市の山、たすきは安芸高田市にある江の川・太田川の源流を表しており、背中には毛利元就でおなじみの三本の矢をつけています。



なまえ	たかたん
性別	なし
年齢	1歳
性格	のんびり屋
特技	たかたんターン
好きな食べ物	古代米あいすと川根の柚子
好きな飲み物	はぶ草茶
好きなスポーツ	サッカーとハンドボール
好きな色	緑と青
趣味	ハイタッチ・史跡探索・神楽鑑賞
その他	雨が苦手 ちょっとだけ走れる 顔を触られると怒る

2

キャラクター使用について

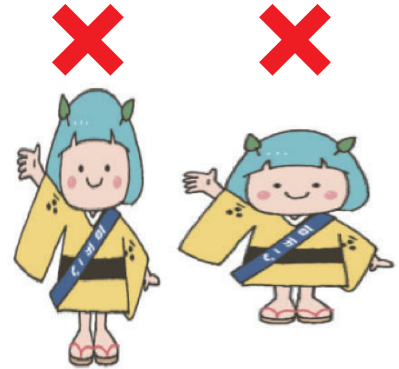
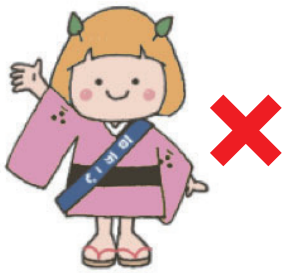
① デザインパターン表に掲載しているデザインをそのまま使用する場合

- 申請書の提出（詳しい申請方法については、次ページを確認ください）
※ 使用許諾後、本マニュアルに従って適切に使用ください。

② デザインパターン表に無い新しいデザインを使用したい場合

- 申請書の提出（詳しい申請方法については、次ページを確認ください）
- デザイン案の提出

「たかたん」のデザインについて



- ① 色を変えることはできません。
 - ② 特定の企業や団体の商品を推奨したり、応援することはできません。
 - ③ イラストを変形することはできません。
- ④ 使用許諾後、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で市に提出すること。

※ 市が指定するデザイン会社に依頼して、デザインを新規で作成することも可能です。作成に係る費用は、申請者の負担となります。新規作成を希望される方は市までご相談ください。

※ デザインを新規作成した場合、作成に伴って発生する著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）は市に帰属するものとする。また、デザインを新規作成する者は、市により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。

着ぐるみの画像を使用したい場合

着ぐるみの画像使用も可能です。申請者が撮影した画像を使用する場合は、申請時に使用写真もあわせて申請してください。写真の提供も可能です。別途ご相談ください。

3

申請方法について

景品及び広告の宣伝等を目的とした使用の申請の場合

●キャラクター等使用申込書（様式第1号）の提出

※但し、次のいずれかに該当する場合は、申込書の提出は必要ありません。

- ① 国又は地方公共団体が使用する場合
- ② 新聞、テレビ、雑誌等の報道の関係機関が報道の目的に使用する場合
- ③ 報道の関係機関以外（機関紙、地域広報誌等で利用する場合を含む。）が報道の目的で使用する場合
- ④ その他市長が別に定めた場合

商品の製造及び販売を目的とした使用の申請の場合

●キャラクター等使用（追加・変更）承認申請書（様式第2号）の提出

●商品デザインシート（様式第3号）の提出

●企業・団体等の概要がわかる書類の提出

※承認された内容を追加や変更しようとする場合も同様に申請書を提出してください。

申請書提出先、問合せ先

宛名	安芸高田市商工観光課
住所	〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791
電話番号	0826-47-4024
FAX	0826-42-1003
受付時間	平日／9：00～17：00



4 | 申請にあたっての注意

使用できない場合

イメージの統一を図るとともに、市の公式マスコットキャラクターとして公平公正に使用するため、次のいずれかに該当する場合は承認できません。

- 法令及び公序良俗に反するもの
- 市の信用又は品位を害するもの
- 第三者の権益を害するもの
- 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがある場合
- 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和第23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- たかたんの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- たかたんのイメージを損なうおそれがある場合
- 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- その他市長が別に定める要件に該当しない場合

使用料

- 無料

5 | 使用にあたっての注意

できないこと

- イラストの変形
- 色を変える
- 特定の企業や団体の商品を推奨する
- ※ 写真やイラストなどの背景を入れることは可能

使用条件

- 承認された用途以外には使用しないこと
- 承認内容に従って使用すること

取消し等

- 使用目的、使用方法に違反した場合は、または承認申請の記載内容に虚偽があることが判明した場合、その他必要があると認める場合は、使用条件の変更、使用承認の取消し、または使用物件の回収を求めることがあります。

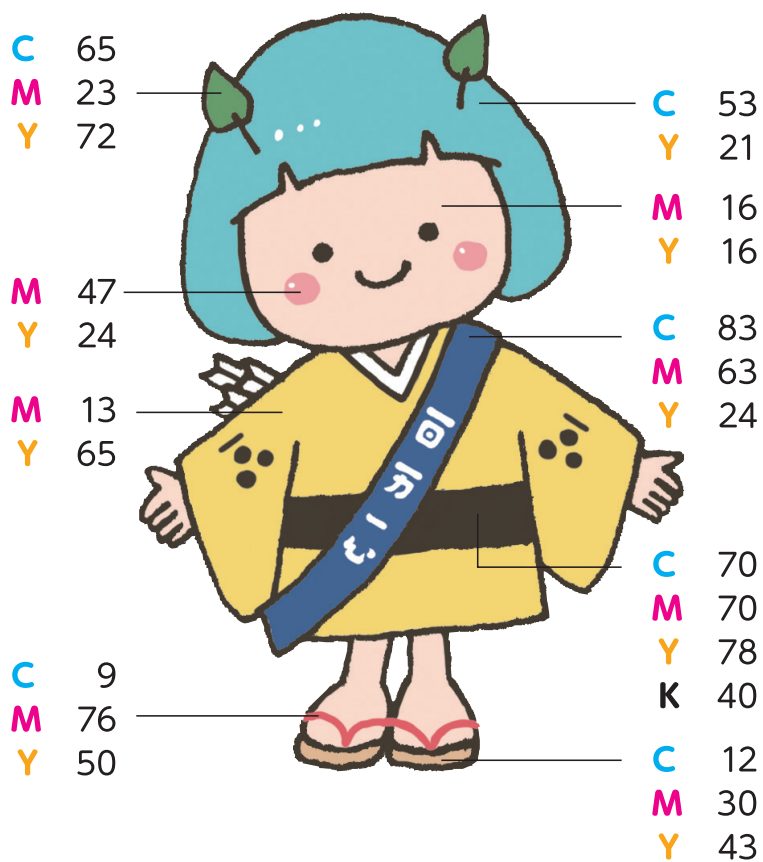
使用承認期間

- 2年以内となります。使用承認期間の満了時においても、引き続き利用するときは、利用期間の満了日の1ヶ月前までに新たに申請を行い、再度承認を受けてください。

6

色指定について

たかたんのカラーは以下のとおりです。



7

デザインパターン表

				
1	2	3	4	5
				
6	7	8	9	10
				
11	12	13	14	15
				
16	17	18	19	20
				
21	22	23	24	25
				
26	27	28	29	30
				
31	32	33	34	35

7

デザインパターン表

				
36	37	38	39	40
				
41	42			